

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1. 伊豆の国市全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市には、令和8年(2026)1月1日現在で国指定文化財14件、国登録文化財4件、静岡県指定文化財12件、伊豆の国市指定文化財37件の、合計67件の有形・無形の文化財が所在している。

これらの指定文化財は、文化財保護法や静岡県、伊豆の国市の文化財保護条例の他、関連法令に基づく必要な措置が講じられてきており、今後も引き続き保護のための措置を講ずる。一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く所在し、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る上でも、これらも保存・活用を図ることが重要である。

文化財は指定・登録の有無を問わず、本市の歴史と文化を理解する上で必要不可欠なものであるため、必要な調査を行い、価値が認められたものについては市指定や国の登録制度の活用を検討することで適切な保護を行う。

また、適切な保存管理や活用が図られるよう、防災対策等も含めた修理・整備を計画的に行う。

さらに、祭礼行事や民俗芸能等については、その活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう、担い手育成に対する支援を行う。

#### (2) 文化財の修理(整備)に関する方針

有形文化財のうち建造物は、台風など災害による外的要因のほか、経年劣化に伴うき損や滅失などの被害を受けることがあるため、日頃からの維持管理を主とした予防対策と、被害を受けた後の適切な修理が必要である。

所有者・管理者が行う日常的な点検により、文化財建造物の損傷の早期発見に努めるとともに、必要に応じて所有者等の意識向上を目的とした適切な助言を行う。

文化財の修理は、文化財の価値を維持することであるため、過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。

特に、指定文化財の修理は、文化財保護法や静岡県・伊豆の国市文化財保護条例に基づくとともに、文化庁に指導を仰ぎつつ、関係機関や専門家と連携して実施する。

また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。未指定文化財や、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の修理については、所有者等と協議しながら、保存のための対策を講ずる。

#### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には多くの有形・無形の文化財が所在しており、この保存・活用を図るには、文化財の保存・展示を行う施設や、文化財を総合的に情報発信する拠点となる施設が必要である。

文化財を保存・活用する施設は、伊豆の国市中央図書館(伊豆の国市郷土資料館)、

韮山反射炉ガイダンスセンター、江川邸、旧上野家住宅があり、現在これらの施設が本市における文化財についての展示施設の役割を担っている。

今後も、これらの施設において文化財の保存・活用を行うものとするが、より多くの人々に興味・関心を持ってもらうため、文化財の情報を広く発信し、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインの設置を推進する。

#### **(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針**

文化財の周辺環境は、文化財の価値にも影響を及ぼす恐れがあるため、文化財の保存・活用を図る上では、文化財だけに措置を講ずるだけではなく、その周辺環境を含めて取り組むことが重要である。

そのため、都市計画法や景観法等の関連法令と連動し、文化財とその周辺環境を一体的に保全することが必要である。

本市では、すでに伊豆の国市景観計画の規定に基づき、良好な景観を保全するための取組を行っているが、景観計画の方針に基づいた景観重点整備地区を設定するなど、引き続き良好な景観の保全に努める。

また、文化財周辺の景観を阻害する要素は、周辺整備の実施等に合わせて文化財とその周辺環境との調和を図る。

#### **(5) 文化財の防災に関する方針**

有形文化財は、火災や地震、落雷、水害、台風等の災害により、き損や滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

滅失のリスクが高い火災については、火災が発生しないような予防対策の徹底と、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保、火災が発生した際に迅速に対応できるよう、防災教育・訓練に取り組む。

予防対策として、消防法で義務付けられている自動火災報知機や、消火設備等の防火設備を設置し、設置後は定期的に保守点検を行い、災害発生時に正常に機能するよう管理の徹底を図る。また、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備を設置する。

防災教育や訓練は、文化財の所有者等に対して、防災に係る周知啓発と防災教育に取り組み、文化財防火デーには、各地の消防団や自主防災組織と連携して、文化財施設での通報訓練や初期消火訓練を実施する。地震対策としては、耐震診断や耐震補強工事の実施など、個別の災害ごとに必要と考えられる対策を行うことにより、き損・滅失のリスクの軽減を図る。

有形文化財のうち美術工芸品等については、防災に加え防犯の観点から、盗難に遭わないよう防犯設備の設置を促すとともに、所有者等の防犯意識の向上を図る。

不幸にも、文化財が被災してしまった場合は、その後の防災対策に役立てるため、被災履歴をしっかりと記録する体制を整える。

## **(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針**

本市の文化財は、これまで活用が十分でなかった面もあり、市内外の人びとへの普及・啓発についても十分とはいえない状況にある。このため、文化財に対する認識を高めるためには、より多くの人びとに文化財の存在や理解を促す機会を提供する普及・啓発の取組みが重要である。

市内外の人々を対象とする普及・啓発は、案内板等の設置やパンフレット等の作成・配布とともに、イベントの開催等により実施する。

市民への普及・啓発は、広報やイベントの開催などを通じて意識の向上を図っていくとともに、地域に根ざした民俗芸能や行事の担い手である子どもたちに対しても、文化財への愛着を育むための取組を推進する。

## **(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針**

本市には、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が 230 箇所確認されており、その大半が発掘調査未実施であるものの重要な歴史的遺産と認識しており、文化財保護法に基づく保護が求められている。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、これまで知られていない遺跡が発見された場合の届出等については、その義務を徹底するとともに、静岡県の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。

## **(8) 教育委員会の体制と今後の方針**

本市の文化財の保存活用については、伊豆の国市教育委員会が主な役割を担っている。文化財保護事業として、市内の開発対応にかかる埋蔵文化財試掘・確認調査等を行う遺跡発掘調査事業、既調査の埋蔵文化財整理業務（報告書作成、保存処理）を行う埋蔵文化財整理事業、良好で安全な史跡環境であるために、史跡等の環境整備及び史跡等整備事業、所有者等に対し、国指定重要文化財及び史跡の維持、管理、調査に係る補助を行う文化財補助事業を実施している。この他、反射炉保存整備事業、郷土資料館運営事業、講演会やシンポジウム等の文化財活用事業を実施している。

教育委員会の諮問機関として、伊豆の国市文化財保護条例に基づく伊豆の国市文化財保護審議会が設置されている。また、史跡等の保存活用事業に対する指導機関として、伊豆の国市史跡等整備調査委員会が設置されている。さらに、部会として、韮山反射炉整備部会、江川家資料保存活用部会、韮山城跡整備部会、守山中世史跡群整備部会、世界遺産部会が設置されている。

文化財の保存・活用は、教育委員会の職務権限であり、教育委員会の方針のもと、歴史的風致の維持及び向上の取組を推進していく。

## (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、本市の行政機関だけで取り組むのは困難であるため、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携をとることが重要である。

本市では、多くの団体が、文化財の保存・活用に関わっており、地域の歴史や文化財の調査・発信を行っている団体や、無形民俗文化財の保護活動を行っている団体などが存在する。

今後は、これらの各種団体の多様な活動をさらに活性化させるため、必要な情報提供や人材育成等を積極的に支援し、地域住民が主体となるような文化財保護活動を進めていく。

表5-1 伊豆の国市の文化財の保存・活動に関わる団体の一覧

名称	活動エリア	活動概要
公益財団法人江川文庫	韮山地区	(重文) 江川家住宅、(重文) 韮山代官江川家関係資料、(重文) 江川家関係写真等所蔵文化財の保存・活用、江川家の伝統行事の継承
特定非営利活動法人伊豆学研究会	伊豆半島	文化財の保護・活用・普及啓発
韮山反射炉を愛する会	伊豆の国市	韮山反射炉の環境整備、普及啓発
かわかんじょう保存会	伊豆の国市神島	かわかんじょうの保存・継承
各地区三番叟保存会	伊豆の国市	三番叟の保存・継承
特定非営利活動法人韮山城を復元する会	伊豆の国市	韮山城の復元、地域の歴史的文化の保存継承
伊豆長岡芸能事業共同組合(伊豆長岡見番)	伊豆長岡温泉	芸者衆の育成・芸能の継承
伊豆の国歴史ガイドの会	伊豆の国市	韮山反射炉の普及啓発、広報活動

## 2. 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が5件、県指定文化財が1件の、合計6件の有形の指定文化財が所在する。これらの指定文化財については、以前より文化財保護法や静岡県及び伊豆の国市の文化財保護条例の他、関係法令に基づき保護のための措置がとられてきた。

指定文化財については、各文化財の保存活用計画を策定し、計画的な保護を図る。

未指定の文化財は、江川邸周辺地区に香山寺、香山寺山門（旧韮山県庁正門）、浄念寺の唯念名号碑・歴住石塔、山木館跡、江川家墓所が所在する。これらのうち、修理が必要なものや活用に供することができるものなどは、市指定文化財への指定を含めた調査を行い、保存対策を検討する。個人所蔵の古文書も損傷や廃棄の恐れがあることから、後世に保存し活用を図る措置として、目録作成やデジタルデータ化などを行う。

### (2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財には、史跡韮山反射炉、重要文化財江川家住宅などがあり、また、未指定の文化財も存在している。これらの文化財は、経年劣化が進んでいる部分があることから、計画的に修理事業を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づいた修理を行うとともに、文化財保護法、静岡県文化財保護条例並びに伊豆の国市文化財保護条例の規定に沿った修理を行う。

未指定の有形文化財である建造物は、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用等に係る費用について支援する。

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、韮山反射炉周辺地区に韮山反射炉ガイダンスセンターがあるものの、江川邸周辺地区には、江川家住宅内での展示を除くと、情報発信を行う施設はない。また、重点区域内に分布する文化財は、文化財としての価値を説明する案内板の未設置や案内標識の未整備など、ガイダンス機能が不十分な状況にある。また、韮山反射炉、江川家住宅以外の文化財周辺は、駐車場等の便益施設が未設置等により、来訪者をもてなす環境が不十分な状況である。

そのため、韮山反射炉と江川家住宅を結ぶ道、また周辺の文化財を結ぶ道の高質化とあわせ、これまでに進められてきた誘導サインの充実を行うとともに、空き建物等を活用した休憩所や情報発信のための機能の導入を検討する。また、重点区域内における文化財の説明板等の整備、総合案内板や誘導サイン等を設置することで、ガイダンス機能を向上させ、来訪者をもてなす環境を向上させる。

#### **(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画**

葦山反射炉は、「史跡葦山反射炉保存管理計画」及び「葦山反射炉の保存・整備・活用に関する計画」に基づき、保全を図る。

また、重点区域に所在する伝統的な建築物については、歴史的風致形成建造物の指定を検討し、適切な修理を実施する。

重点区域においては、市内外の人々が散策・見学するときに景観を損う恐れがある景観支障樹木の伐採をはじめ、散策・見学の利便性を高めるための誘導サインや説明板・案内板の整備を進めることから、公共サインのデザインを統一し計画的に配置することで、伊豆の国市としての一体感の創出を図る。

#### **(5) 文化財の防災に関する具体的な計画**

重点区域にある伝統的建造物の多くは木造であり、地震や火災が発生すると倒壊や火災の延焼などにより、被害が広い範囲に及ぶ可能性がある。

そのため、防災施設の整備や自主防災組織の活動支援を行っていくものとする。

また、所有者等と協議を行い耐震補強などにも取り組んでいくものとする。

さらに、街並みに配慮した防犯灯の整備などにより、防犯対策や美術工芸品等の有形文化財が盗難にあわないよう所有者への意識啓発に努めていくものとする。

#### **(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画**

重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的風致を維持及び向上させる上でも重要である。

普及・啓発の方法としては、訪れる人々の周遊を促すためのパンフレット・マップを配布するとともに、普及・啓発のためのイベントを実施するなどして、より身近に文化財を感じてもらえる機会を創出する。無形民俗文化財の担い手育成については、児童・生徒や若者の祭典への積極的な参加を促すために、祭典の主催者等と協議し取組を推進する。

#### **(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画**

重点区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しており、本市にとって重要な遺跡として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底することにより保存を図る。

## (8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、各地域の自治会や氏子等が存在しており、歴史的風致の維持及び向上や文化財の保護を推進する上では、地域住民やこれらの団体等と連携することが重要である。

そのため、これらの活動に対する助成支援を実施するとともに、自主的なまちづくりに係る団体やひいては本計画の一役を担う歴史的風致維持向上支援法人の育成について検討する。

なお、重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、次のとおりである。

表5-2 重点区域に関わる文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名 称	活動エリア	活動概要
公益財団法人江川文庫	韮山地区	(重文) 江川家住宅、(重文) 韮山代官江川家関係資料、(重文) 江川家関係写真等所蔵文化財の保存・活用、江川家の伝統行事の継承
特定非営利活動法人伊豆学研究会	伊豆半島	文化財の保護・活用・普及啓発
韮山反射炉を愛する会	伊豆の国市	韮山反射炉の環境整備、普及啓発
伊豆の国歴史ガイドの会	伊豆の国市	韮山反射炉の普及啓発、広報活動